

八代市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、八代市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として、1件の当初設計金額が200万円を超える建設工事について行うものとする。ただし、市長が評定を行う必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、建設工事についての検査を行う者（以下「工事検査員」という。）及び監督を行う者（以下「監督員」という。）とする。

2 前項に定めるもののほか、評定者に関し必要な事項は、別に定める。

(評定の方法)

第5条 評定は、別に定める工事成績評定表等により、一の建設工事について各評定者が独立して、的確かつ公正に行うものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、次の各号に掲げる評定者の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) 工事検査員 検査を実施したとき。

(2) 監督員 工事がしゅん工（一部しゅん工を除く。）したとき。

(評定結果の報告)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、市長に評定結果を報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかに当該建設工事の請負者に対して、別に定めるところにより評定結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条の通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日（八代市の休日を定める条例（平成17年八代市条例3号）第1条に規定する八代市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、前条の規定により説明を求められた場合において、八代市工事成績評定評価委員会で説明を求められた内容に関する審議の結果、評定を修正する必要があると認められるときは、当該評定を修正することができる。

2 市長は、前項の規定により修正を行ったときは、速やかにその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

1. この要領は、平成17年8月1日から施行する。

2. この要領の施行の日前に既に契約している請負工事については、適用しない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、改正後の八代市請負工事成績評定要領の規定は、同日以後に契約される請負工事について適用し、同日前に契約された請負工事については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日 総務部長専決）

この要領は、平成23年4月1日から施行し、改正後の八代市建設工事成績評定要領の規定は、同日以後に行われる工事検査について適用する。

附 則（令和7年4月16日財務部長専決）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八代市建設工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後の予算の執行に係る建設工事について適用し、同日前の予算の執行に係る建設工事については、なお従前の例による。